

1976年度発見の平城宮木簡

平城宮跡発掘調査部

1976年度の平城宮跡発掘調査では総計744点の木簡が出土した。以下その概要を報告する。
なお主なものは『平城宮発掘調査出土木簡概報(II)』(1977年5月刊)に収録している(口絵参照)。

推定第1次朝堂院地区出土木簡(第97次調査)

当地区では、第1次朝堂院東方の宮内基幹排水路である南北溝S D3715と、これに設けられた堰状遺構S X8411、およびS D3715に東方から流入する東西溝S D8419から計163点の木簡が出土した。S D3715は二度の改修を受けており、木簡は下層溝の上・中層から出土した(20点)。S X8411では堰の北側と南側の堆積層から出土している(138点)。溝・堰とも木簡を含む堆積層は同一層位であり、出土木簡も同時期のものである。S D8419からは5点の木簡が出土しているが、出土層位がS D3715のどの層位に対応するか未確認である。

これらの木簡の年紀は神亀3年から天平3年にわたっており、内容は宮内建物の建設に関するものが多いという特徴を示している。以下代表的な木簡について報告する。

「里工作高殿料短枚桁二枚

高殿に関する木簡は、他に「西高殿四人」, 「東高殿^(冊カ)」等が出土している。第1次・第2次大極殿朝堂院地区には高殿に比定しうる楼風建造物が存在する。里工は官の工人に対する語であろう。他に習書で「雇工」と記したものがある。これらの木簡により新たな殿舎名が知られ、その建設が行なわれたことが判明する。これまで第2次内裏北外郭地区の土坑(S K2102)出土の木簡から神亀5年~天平元年頃にこの地区で造営が行なわれたことが考えられていたが、今回の木簡は更にこの時期の造営に関し新資料を加えたことになる。

(表) 「右二人丸桁二枚継目口引坐 田部大嶋宗小斗四材等^(口カ)^(坐カ)引

(裏) 「端銚

継目口引坐がどのようなものか未詳であるが、斗や丸桁がみえるので、この木簡も建築部材の製作に関するものであろう。銚(タヅキ)は斧の一種である。同筆で同内容の木簡が他に3点ある。また柱の作製に関するもの3点や、「樽廿送」とあるものなど木工関係のものが多い。

(表) 「進上瓦三百七十枚 女瓦百六十枚 宇瓦百卅八枚 功卅七人 十六人各十枚 廿三人各六枚 鎧瓦七十二枚 九人各八枚」

(裏) 「付葦屋石敷 神亀六年四月十日穴太主典下道朝臣向司家

作瓦所からの瓦の搬入に関する木簡である。1人当り女瓦では10枚、宇瓦では6枚、鎧瓦では8枚運搬しているが、『延喜式』(木工寮)の瓦の人担数の規定では各12枚、7枚、9枚であり、枚数が近似する。作瓦担当官とおぼしき主典下道朝臣某は「向司家」となっているが、この司家は令制の司ならば四等官は「令史」であるからあるいは令外の官司とも考えられる。今

のところ司名は不詳である。瓦についての木簡は他に「進上女^(瓦カ)□」,「^(宇カ)□瓦冊枚^(兩カ)□車一□」などがあり、いずれも瓦運搬に関する内容である。

宮内の営作を行なう官司は造宮省と木工寮が考えられるが、いずれの場合も木簡はその現場事務所的な場所で使用されたとみられる。また『延喜式』(彈正台)中に「在_二中院西_一 木工寮木屋材瓦」とあり、平安宮では宮城中央にある中院(中和院)の西に木工寮の木屋が存在していた。『西宮記』(所々事)ではこれを「木工内候所」とする。今回発見の木簡中に削片だが「申木屋司御前」と記したのがあり、この木屋司もあるいは木工寮の木屋と関連があるかもしれない。

東院園池・東面大垣地区出土木簡(第99次調査)

宮内の園池地区では新池(SG5800B)底の堆積土中から10点の木簡が出土した。年紀のあるものはないが「蔵入^(所カ)□」と記した墨書土器が伴出しているので、平安時代9世紀に入るものであろう。このうち「宗麻呂方『一丈』」,「貞雄方『一丈』」,「忠安方『二丈』」の3点は同筆・同形態である。用途は判然としないが、布類の付札であろうか。

東面大垣(SA5900)地区では、E地区で外濠(SD5780)から3点、D地区では大垣東雨落溝(SD5815)から1点、外濠から14点、北のH地区では築地下の暗渠から外濠に流下する東西溝(SD8436)から1点、外濠から550点出土した。H地区の外濠では大部分の木簡は南端部に堆積していたが、北半部の木簡も内容的に共通し、一括しうるものである。以下質量ともに豊富なH地区の木簡を中心にのべることにする。

まず、木簡の年紀は天平末年の6年間に限られ、天平15年1点、同18年1点、同19年4点、同20年1点である。また貢進付札は11点と少ないことも特色である。文書様木簡では食品名を記したものや、次のような食品の請求・支給に関するものが顕著であり、この地区の木簡は食品の供給を行っていた官司で使用されたものとみられる。

(表)「供養所食口^(所カ)□□□□ 系井広庭 右漆人」(裏)「□□人□万呂 二月廿四日□□」

供養所の7人分の食料を請求したものであろう。供養所は、正倉院文書に造東大寺司内の一機構として散見するが、木簡記載のものがそれに当たるかどうか不明である。

(表)「鰯造花苑所請雇人三百六十八人食□米七石」

(裏)「^{三斗六升}「三石一斗四升二合」三月一日事受葛木梶嶋」

鰯造花苑所也未詳であるが、法隆寺の花苑造営に関するものであろうか。

「請糟五升^(所カ)東園器運衛士并舍人料□□□□連□」

東園に関しては、他にD地区の東雨落溝出土の木簡に「^(東カ)□園進上」と記したもの、および平城宮西北部の馬寮推定地出土の嶋掃兵士関係木簡のうちに、(表)「□進兵士三人依東園□」, (裏)「□以移 天平十年閏七月十二□」としたものがある(木簡概報(8))。東園が宮内の園池とすれば、今回発掘の庭園遺構などそれにふさわしいと言えようか。

この他に「造筥所」から酒糟を請求したものや、「春日所」なるところへ菰を支給した木簡がある。削片で単に「堅子所」,「刀子所」,「中宮」と記しただけのものがあるが、これもあるいは食品の支給先かもしれない。また(表)「大炊寮」,(裏)「十九年」の題籤があるが、これは同寮からこの官司が穀類を受けていたことを示している。断片・削片のため木簡の用途は知りえないが、他に食品名を記したものが多数あり、魚鳥類が多い。令制において諸官司への食品供給を任務としたのは大膳職であるから、これらの木簡は一応大膳職関係のものかと考えられるが、東院地区という場所からみて内廷の食品担当官司の可能性もある。

この官司内の機構をうかがえるものとして次の2点の木簡がある。

(表) ^{「(北カ)」} 倉橋部人足 小月隼人 内蔵乙万呂
 □厨坊宿人 久米一万呂 因幡田作 鴨諸弟□ (裏)「合九人 十月七日倉橋部人足」
 宮門本在 山口広足 □□福□万呂

「北」らしい文字は追筆とみられる。この厨坊はおそらく調理を行なう場所であろう。『延喜式』(大膳職)によれば大膳職に大厨が付属しているが、それと同様の性格のものだろうか。

(表)「北一贊 殿出帳」 (裏)「天平廿年」(題籤)

平城宮での贊殿の初見史料である。北一とあるのは複数の贊殿の存在を示している。『延喜式』(宮内省・内膳司等)によれば贊殿は内膳司に所属しているが、場所的には内膳司と離れており、内裏内に所在していたようである。この贊殿には諸国貢進の御贊が納められ供御に充てられた。『延喜式』(宮内省)では、「太宰府所貢御贊」は調物・中男作物・梁作物・厨作物等から成り、これらは「並収贊殿」としている。このうち厨作物は大宰府主厨司の管理する厨の作物であり、『延喜式』(内膳司)には鯛醬、穴醢、蒜房漬等の作物をあげている。木簡中に「筑紫厨」と記した断片があり、これが大宰府の厨に当たるものとみられる。したがって木簡記載の贊殿は平安宮内膳司の贊殿に当たるものとみられるが、平城宮でも内膳司の管下にあったかどうか検討を要する。延暦17年に網曳厨・江厨が、同19年に筑摩厨が大膳職から内膳司に所属替えになっており、平城宮では贊物が大膳職に収納されていたことも考えられるからである。

(表)「左衛士府 年魚御贊五十三斛」 (裏)「天平十九年」(習書は省略)

平安時代には衛府の御贊献進の史料が散見するが、奈良時代ではこの木簡が初出である。断片で「御贊鮭五十二」とあるのも同じく衛府の御贊であろう。『延喜式』(左右衛門府)によれば、六衛府の日次の御贊は蔵人所に収められる。平城宮での収納先は不明だが、大学寮の積奠に用いる六衛府の祭牲が大膳職に送進されること(『延喜式』大膳職)は参考になろう。

以上のように、これらの木簡は食品関係官司に関するものとみられるが、官司名の推定には木簡の流出地点等を含め、さらに慎重な検討が必要であると思われる。

佐紀池地区出土木簡(第101次調査)

奈良時代の園池底の堆積層および同じく池底の細溝から各1点出土したが、内容的に顕著なものはなかった。

(加藤 優)